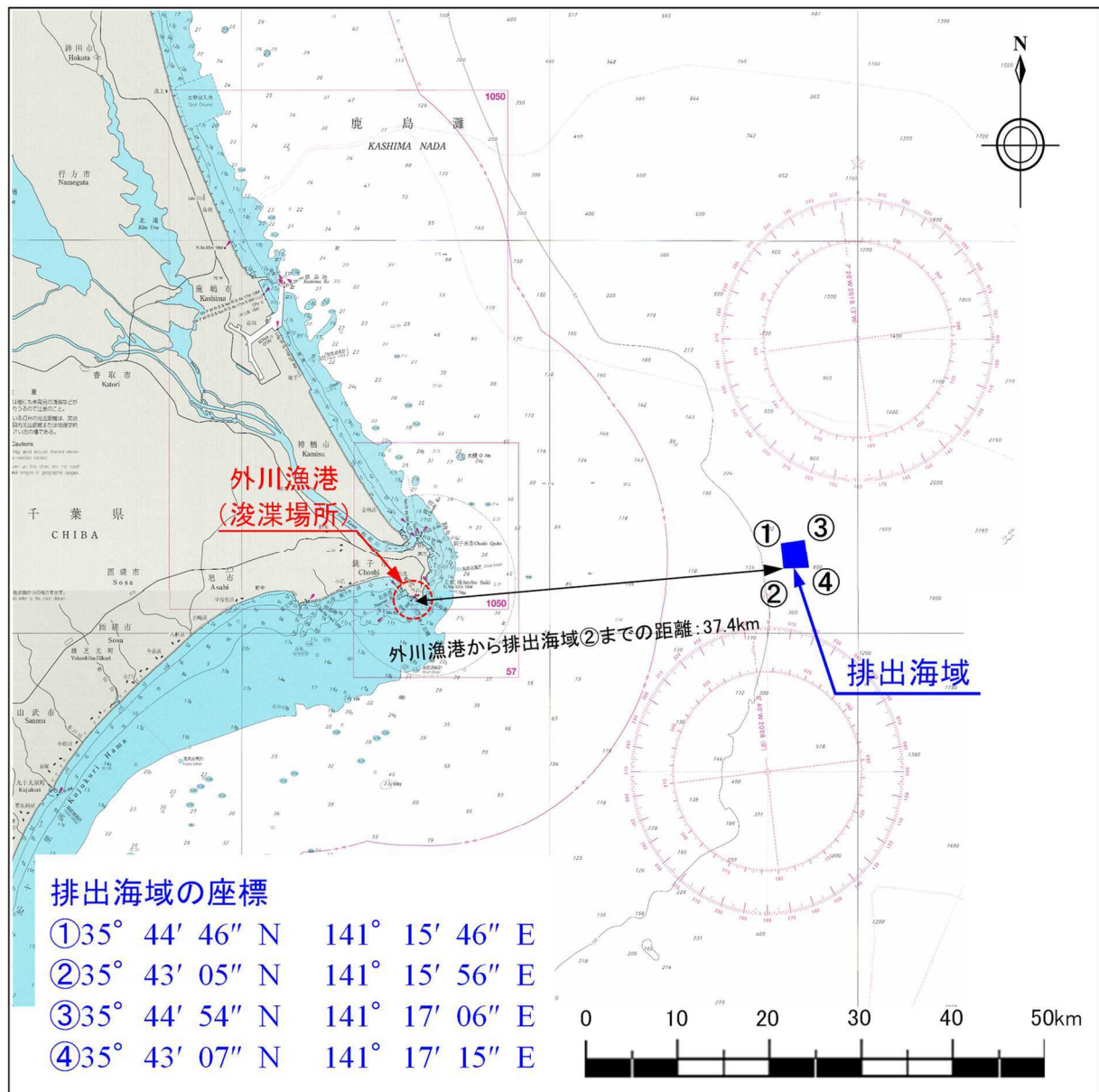


廃棄物海洋投入処分許可申請書		令和4年7月20日
環境大臣 山口 壯 殿		
申請者		
住所 千葉県銚子市川口町2-6528-3		
氏名 千葉県銚子漁港事務所長 小林 達也 (法人にあっては名称及び代表者の氏名並びに住所)		
第10条の6第1項 船舶からの 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第18条の2第1項 の規定により、海洋施設 廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。		
△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類	一般水底土砂：外川漁港における航路及び泊地しゅんせつによって発生する水底土砂で海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第10条第2項第5号口の政令で定める基準に適合するもの。別紙-1のとおり	
※許可の年月日	年 月 日	
※許可番号		
△廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画に係る事項	廃棄物の海洋投入処分をしようとする期間	令和4年9月11日から令和9年9月10日まで（5年間）
	海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	144,530m ³
	単位期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	令和4年9月11日～令和5年9月10日：28,906m ³ 令和5年9月11日～令和6年9月10日：28,906m ³ 令和6年9月11日～令和7年9月10日：28,906m ³ 令和7年9月11日～令和8年9月10日：28,906m ³ 令和8年9月11日～令和9年9月10日：28,906m ³
	廃棄物の排出海域	① 北緯35°44'46" 東経141°15'46" ② 北緯35°43'05" 東経141°15'56" ③ 北緯35°44'54" 東経141°17'06" ④ 北緯35°43'07" 東経141°17'15" 以上4点に囲まれる範囲の内側。 別紙-2のとおり
	廃棄物の排出方法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年9月22日環境省令第28号）第6条第1項に規定する排出方法で実施する。航行中に排出しない。 別紙-3のとおり
△廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項	監視の方法	別紙-4のとおり
	監視の頻度	別紙-4のとおり
備考 1 ※の欄には記入しないこと。 2 △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		



廃棄物の排出海域の位置及び範囲

排出海域については、海底環境や生態系、海底ケーブルその他の状況を検討するとともに、船の障害とならない等、漁協と協議して影響のない海域の選定を行った。また、海域の水深及びしゅんせつ土砂の量から前記検討結果を踏まえて影響のない範囲として範囲設定を行なった。排出海域は以下の①～④に囲まれた範囲である。



出典: 「海図 W87 東京湾至犬吠埼」及び「海図 W109 犬吠埼至塩屋埼」(海上保安庁、2008年)より作成